

**中央防波堤外側埋立処分場におけるグリーン水素の製造・利活用事業者の募集
に関する質問回答書**

No.	公募要領該当箇所	質問	回答
1	P2 1	今回の事業について、「都と共同で開発する事業者を公募する」とありますが、事業主はあくまで東京都と考えるて宜しいでしょうか？ あるいは採択事業者と共同事業体のようなものを組成する可能性もありますでしょうか。	本事業は都と採択事業者様との協定締結に基づく共同事業となります。都と採択事業者様との役割分担等は協定書の中で明確にすることを想定しています。
2	P2 2 (2)	本公募の委託範囲及び責任範囲についてご教示ください。公募要領の2項(2)「実施期間」には「令和7年度(協定締結日～令和12年3月31日)」とありますが、委託範囲はこの5カ年の事業内容全てを指しているのでしょうか？それとも、それぞれ各年度単位で公募は区切られるのでしょうか？あるいは今回の採択事業者が一気通貫で5カ年の事業委託を受けることになるか？	本事業は都と採択事業者様との協定締結に基づく共同事業となり、今回募集している共同事業の期間は令和7年度のみとなっています。ただし、予定している令和12年3月31日まで一气通貫で事業が実施できることは審査において評価項目となります。なお、一气通貫が可能な場合の令和8年度以降の協定締結の方法、期間等については現在検討中であり、採択後に採択事業者様と協議の中で決定していくことを予定しています。
3	P2 2 (2)	質問 No.2 に関連し、仮に委託範囲が5カ年の事業内容全てということであれば、「令和11年度以降(当該地埋立終了まで)」との記載に対し、採択事業者の責任範囲についてご教示願います。	今回募集している共同事業の期間は令和7年度のみとなっています。令和8年度から当該地の埋立終了までについては、別に協定を締結して、共同事業として事業を実施していくことを想定していますが、協定締結の方法、期間等については現在検討中であり、採択後に採択事業者様と協議の中で決定していくことを予定しています。

4	P2 2 (2)	質問 No.2 に関連し、仮に委託範囲が各年度単位で公募が区切られるということであれば、例えば、令和7年度の基本設計終了後（同様に各年度単位で都度）に、採択事業者の判断で本事業から撤退することは可能なのでしょうか？	撤退することは可能です。ただし、予定している令和12年3月31日まで一気通貫で事業が実施できることは審査において評価項目となります。
5	P2 2 (2)	令和9年度に本設備の「施工」と記載ありますが、仮に令和7年、8年の設計進捗により結果として想定外の設備仕様となってしまう、それにより物品の調達期間、あるいは設備の製作期間が長期化し、施工時期に影響を及ぼす場合の責任所掌と対応についてご教示下さい。	本事業は都と採択事業者様との協定締結に基づく共同事業となり、責任所掌と対応の分担は、都との協議によって定めることを予定していますが、採択事業者様の責に帰すべき事由がない限りは、施工時期が遅延した場合であっても、採択事業者様はその責任を負わないことを原則とします。
6	P2 2 (2)	質問 No.5 に関連し、令和9年度に施工した場合、設備の保証期間、耐用年数の考え方についてご教示下さい。また、本事業終了後の構築物について、撤去の責任所掌（費用負担含む）とその対応についてご教示下さい。	耐用年数は法定耐用年数に基づいて設定することを想定しています。また、構築物の撤去については、都の負担によって撤去することを想定しており、責任所掌等については都と協定締結事業者様との協議によって定めます。
7	P2 2 (2)	本公募の委託期間についてご教示ください。 公募要領の2(2)「実施期間」には「2(5)に定める協定を締結した日から令和12年3月31日」とありますが、一方で別表には「令和11年度以降（当該地の埋立終了まで）」と記載されております。 本公募の委託期間は、5か年限定なのか、あるいは「令和11年度以降（当該地の埋立終了まで）」のどちらでしょうか？	本事業は都と採択事業者様との協定締結に基づく共同事業となり、その実施期間は令和11年度までを想定しています。ただし、埋立の状況等に応じ、令和12年度以降も延長する可能性があり、延長の場合における協定締結の方法、期間等については現在検討中です。

8	P2 2 (2)	令和 8 年度以降の事業継続について、東京都の予算状況次第と認識しているが、採択事業者が想定する予算との乖離が大きい場合、採択事業者の判断で事業を撤退することができるか？	令和 8 年度以降の協定締結にあたり、都が提示する負担額が採択事業者様の想定予算と乖離が大きく、都と協議の上撤退頂くことは可能です。なお、そうした事態を避けるためにも、本公募で提案いただく令和 8 年度以降分の概算費用については、現時点の可能な範囲で蓋然性の高い費用を提案ください。
9	P7 3 (2)	応募者の要件として、入札参加資格等の記載がありませんが、東京都の入札参加資格（電気工事）を有している会社であれば、令和 9 年度以降に予定されている「施工」「施設運営」「保守点検」を行うことができると考えて宜しいでしょうか？	本事業は都と採択事業者様との協定締結に基づく共同事業となり、工事等の請負契約や物品の買入れ契約等と異なることから、入札参加資格は本事業の必須要件ではありません。事業遂行能力については、事業者の技術力や実績等をもとに個別具体的に提案ください。
10	P7 3 (2)	仮に、採択事業者として JV で取り組む場合、設計進捗に伴い、採択事業者の判断で JV パートナーを追加・変更することは可能でしょうか？	お問い合わせのようなケースについては、JV 様からの外注や委託をご検討いただきたいと考えています。ただし、新たな JV パートナー様を追加することに高い合理性と相当性がある場合は、都との協議によっては追加することも不可能ではないと考えています。
11	P8 3 (3)	本事業の重要性・複雑性を鑑み、提案書準備にもう少し時間を頂きたいのですが、提出期限の延長は可能でしょうか？	提出期限の延長はできません。期限内の可能な範囲で提案書をご用意いただければと思います。
12	P8 3 (6)	「協定を締結する」との記載がありますが、事前に協定書案を開示頂くことは可能でしょうか？	協定書の内容は、採択事業者様と協議の上で決定します。採択前の開示はしていません。

13	P9 4 (1) イ (ク)	令和 7 年度分の実費費用と共に、令和 8 年度以降分の費用についても概算提示することとなっておりますが、基本設計した会社が施工会社となる前提でしょうか？それとも、令和 7・8 年度の委託結果は考慮せず、施工の採択業者を改めて決められるのでしょうか？	本事業は都と採択事業者様との協定締結に基づく共同事業となります。原則としてお問い合わせのように採択事業者様が基本設計後に一気通貫で施工した場合の費用を概算提示ください。ただし、応募事業者様が本公募期間（令和 7 年度）の基本設計等のみにしか関与しないことがすでに明確な場合は、一般的な施工会社様が基本設計に基づき施工した場合に要する概算費用を提示してください。
14	P9 4 (1) ウからキまで	提出書類である「会社概要」、「法人の登記事項証明書」、「定款又は寄付行為」、「印鑑証明書」、「納税証明書」は、代表事業者のみならず共同応募事業者分も必要でしょうか？	全応募事業者分の提出が必要です。
15	P9 4 (1)キ	納税証明書について、提出が必要な証明書は具体的に何でしょうか。また、提出が必要な理由についてご教示いただけますでしょうか？	都税事務所管轄分である「法人事業税」及び「法人住民税」納税証明書の提出が必要です。 また、提出が必要な理由は、公募要領 P7 3 (2)ケ「税の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの」に該当しないことを確認するためです。